

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○保安林の指定予定の通知（4件）	(治山林道課) 1
○道路の区域変更	(道路課) 1
公告	
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
高知県公安委員会規則	
◎放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則	2

告 示

高知県告示第556号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月10日
高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡佐川町黒原字南丸山4897
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字南丸山4897（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第557号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月10日
高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡禰原町松谷494、498、499の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び禰原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第558号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月10日
高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町大道字ヤンザ1183の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第559号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月10日
高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町中村字アハガサコ199、200、字小松山323の5、字栗ガサコ328の3、328の8、328の9
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第560号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和元年12月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幅多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 321号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町弘見字 サトタ2586番3	前	10.6 } 20.0	16
	後	10.6 } 14.0	16

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和元年12月10日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和元年8月16日 元高都計第236号	香美市土佐山田町下ノ村字石川與右エ門 古屋式廻り156番1、156番2	香美市土佐山田町 254番地18 ヴェルディハイツA棟 201号室 依光 広樹、依光 里砂

公安委員会規則

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月10日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

高知県公安委員会規則第4号

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則

放置車両確認事務の委託に関する規則（平成17年高知県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号アを次のように改める。

ア 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。第14条第2項第2号において同じ。）

第2条第2項第3号イを削り、同号ウを同号イとする。

第14条第2項第2号アを次のように改める。

ア 住民票の写し

第14条第2項第2号イを削り、同号ウを同号イとする。

別記第1号様式表面中

- 戸籍の謄本又は抄本等
- 登記事項証明書
- 診断書

を

- 住民票の写し
- 診断書

に改める。

別記第4号様式及び別記第10号様式裏面中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

別記第16号様式表面中

- 「
- | | |
|-----------------------|---|
| ※
添
付
書
類 | <input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書
<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本又は抄本等
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
<input type="checkbox"/> 診断書
<input type="checkbox"/> 誓約書
<input type="checkbox"/> 写真2枚（裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、うち1枚を申請書に貼り付けること。） |
|-----------------------|---|
- 」

を

- 「
- | | |
|-----------------------|--|
| ※
添
付
書
類 | <input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書
<input type="checkbox"/> 住民票の写し
<input type="checkbox"/> 診断書
<input type="checkbox"/> 誓約書
<input type="checkbox"/> 写真2枚（裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、うち1枚を申請書に貼り付け |
|-----------------------|--|
- 」

ること。)

に改める。

別記第17号様式中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。